

津山市スポーツ少年団登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津山市スポーツ少年団設置規程第6条の規定に基づき、津山市スポーツ少年団への登録に関する事項を定めるものとする。

(所在地)

第2条 津山市スポーツ少年団への登録は、登録しようとする単位団が津山市内に所在し、かつ岡山県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団に登録した単位団とする。

(登録方法)

第3条 津山市スポーツ少年団に登録する単位団（以下「登録団」という。）は、スポーツ少年団登録システム（以下「登録システム」という。）から毎年指定する期間内に登録しなければならない。

(登録料等)

第4条 登録団は、日本スポーツ少年団が定める登録料及び津山市スポーツ少年団が定める登録料と負担金を納入しなければならない。

(登録の変更等)

第5条 登録団が登録した指導者及び団員（以下「団員等」という。）の内容に変更または追加等がある場合は、登録システムから指定した期間内に当該変更等した内容を登録しなければならない。ただし、やむを得ない事情で当該追加内容が指定期間内に登録できない場合は、所定の追加登録用紙を津山市スポーツ少年団本部に提出することで、津山市スポーツ少年団にのみ追加登録ができるものとする。

2 前項の津山市スポーツ少年団にのみ追加登録した団員等は、岡山県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団等が主催する行事へは参加できない。

(登録の抹消)

第6条 第3条に規定する登録をしない単位団は、津山市スポーツ少年団の登録を抹消する。

(参加要件)

第7条 津山市スポーツ少年団が主催する大会行事等への参加は、登録団及び団員等とする。

(懲罰)

第8条 団員等及び団員等の保護者が、津山市スポーツ少年団設置規程並びに本規程に違反し、またはスポーツ少年団活動の本旨を傷つける行為をした場合は、当該行為者及び当該行為者が所属する登録団に対し、警告または大会等への参加停止あるいは津山市スポーツ少年団を除名する等、処分するものとする。

2 前項の処分内容については、本部役員会に諮り決定するものとする。

(その他)

第9条 この規程は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附則

この規程は、昭和52年6月11日から施行する。

昭和53年6月18日 一部改正

昭和56年6月12日 一部改正

平成17年4月28日 一部改正
平成19年4月25日 一部改正
平成30年4月13日 一部改正
平成31年4月11日 一部改正